

医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書（要旨）

参考資料1

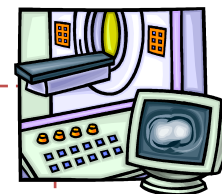
「社会保障分野サブワーキンググループ」と「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」との合同開催で、今年4月から検討を開始し、9回にわたり検討を行った。今後、関係者のご意見等を踏まえて、残された論点について、さらに検討を進める必要がある。

I. 医療等分野での情報の利活用と保護のための環境整備の基本的な考え方

- 行政機関等の法定事務での利用を想定する「マイナンバー法案」とは別に、医療・介護等の分野では独自に個別法を作り、対応することとされた。
- 医療・介護等の分野は、関係機関間での地域連携や医学の進歩等のために情報を利活用する必要性が高い反面、
取り扱う情報には生命・身体・健康等にかかわる機微性の高いものも多く、厳格な取扱いを確保する必要がある。
- これらの特性を踏まえ、番号、保護措置などの法整備を含めた環境整備の検討が求められている。

<検討事項>

- ① 本人の情報を識別するため医療等の分野のみで用いられる番号（医療等ID（仮称））のあり方
- ② 医療等分野の異なる機関間で、情報の共有・連携を安全かつ効率的に行うための仕組みの導入
- ③ 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第6条に基づく格別の措置としての利用と保護のルールを整備



II. 医療等情報の利活用と保護に関する法制に盛り込むべき事項について

国民が自らの情報の取扱いについて安心でき、かつ医療等情報の取扱者が情報の利活用に萎縮しないようにするため、以下の検討を進める。

<主な検討事項>

- 情報の取得・活用での目的明示・本人同意のあり方
- 情報の保管時、委託時等における安全管理措置
- 国民の信頼・安心を確保し、情報の取扱者が萎縮しないための罰則のあり方
- 主務大臣・第三者機関の関与の仕組み
- 医療等に関する個人情報の範囲
- 死者の情報の取扱い
- 安全に匿名化等された情報の取扱い
- 小規模事業者に従事する者への適用
- 医療等の個人情報を取り扱う主体に共通するルール
- 適用除外に関する考え方

III. 安全で効率的な情報の利活用を可能とする情報連携基盤の整備について

- マイナンバーとは異なる、医療等分野でのみ使える番号や安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要がある。

※政府全体の情報連携基盤として構築されるマイナンバー法案に基づくインフラとは、二重投資を避ける観点から可能な範囲は共用することも検討。

- 残された論点は多く、特に医療等ID（仮称）と医療等中継DB（仮称）は、関係者と調整しつつ、詳細な仕組みや利用場面を、
具体的なわかりやすい形で提示し、その必要性を含め検討する必要がある。

また医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備等について、国民にわかりやすい説明を行い、理解を得ていくことが重要である。